

資料 2

生活交通ネットワーク計画

(地域内フィーダー系統確保維持計画)

千葉県 長南町

生活交通ネットワーク計画

(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

長南町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

長南町では、町民の移動手段を確保するとともに、町民の福祉向上を目的として、平成16年度から巡回バスの運行を行っています。役場周辺を起点として、町内全域を4路線に分け、現行の路線バスと極力競合しないようにルート設定し運行を行っています。

しかし、近年においては、利用者数が減少傾向にあり、このままの状況が続くと、運行費の負担が大きくなります。その一方で高齢化の進行により、将来の移動手段を心配する声もあります。

また、公共交通事情が悪化することにより、人口の流出がさらに進み、地域の衰退が加速する恐れがあることから、巡回バス運行の見直し等を含めた公共交通体系の再編が必要になっています。

長南町においては、平成24年1月から「長南町地域公共交通総合連携計画」の策定を見据える中で、地域内各バス停において地域間幹線系統の民間路線バスと接続でき、かつ公共交通空白地解消のため、デマンド乗合タクシーの実証実験を行ってきました。

今後は、公共的な移動手段がない住民の足を確保するためにも、公共交通確保維持改善事業を活用し、デマンド乗合タクシーを存続させていくことが必要です。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・デマンド乗合タクシーの利用回数を年間7,320回以上とする。

(2) 事業の効果

- ・デマンド乗合タクシーを維持することにより、公共交通空白地が解消され、自家用自動車等を利用できない高齢者などの移動手段が確保される。また、地域間幹線系統の民間路線バスとの接続により公共交通ネットワークが連携することで、効率的な運行が実現でき、町民の外出促進による地域間交流の活性化や健康の増進にも大きな効果が期待できる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する

運行系統の概要及び運行予定者

◎地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

①運行地域

- ・長南町全域でドア・ツー・ドア方式

②対象者

- ・長南町在住の住民

③運行曜日

- ・月曜日から金曜日（但し祝祭日並びに12月29日から1月3日は除く）

④運行時間帯

- ・8時30分から16時

⑤車両台数

- ・2台（セダンタイプ4～5人乗り）

⑥運行ダイヤ

- ・指定しない

⑦運賃形態

- ・一人片道500円

- ・ペア割 一人片道300円

○運行予定事業者決定の経緯

①当該事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得ている。

②当該事業者は、町内に事業所を有しており、不測の事態にも迅速に対応できるノウハウを有し、住民サービスとして欠落することができない本事業を円滑に行えることが期待できる。

③当該事業者は、長年にわたり地域住民の身近な交通手段として親しまれ、町内地理等の知識に長け、信頼も厚く、安全・安心な輸送が期待できる。

④地元事業者を活用することにより、地場産業の育成や雇用・地域経済の活性化にも大きな効果が期待できる。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、

負担者及びその負担額

- 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付
「別添3 フィーダー系統収支見込表」を添付

5. 別表4の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日1日

当たりの運行回数が3回以上で認めた系統の概要

- 該当無し

6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の

中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町

村の一覧

- 該当無し

7. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

- 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

8. 車両の取得に係る目的・必要性

- 該当無し

9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

- 該当無し

10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

○該当無し

11. 協議会の開催状況と主な議論

○平成25年6月26日、平成25年度第1回長南町地域公共交通活性化協議会の開催
事業内容、費用負担、計画全体について協議・合意

12. 利用者等の意見の反映

○協議会には、関係交通事業者や道路管理者、または、所轄警察署長、もしくは、地域公共交通の利用者の代表として町議会議員・町区長会長・町商工会長・町社会福祉協議会長・町校長会長・公募による委員が参加いただいており、協議会での議論を反映して計画を作成した。

13. 協議会メンバーの構成員

町長が指名する者	長南町副町長
関係都道府県	千葉県総合企画部 交通計画課
公共交通事業者	(社) 千葉県バス協会 (社) 千葉県タクシー協会 小湊鉄道(株) 常務取締役 小湊鉄道(株) 労働組合 書記長 (株) HMC東京 千葉営業所長
国・県道路管理者	長生土木事務所 管理用地課長
警察	茂原警察署 交通課長
地域公共交通の利用者	町議会議員、町区長会長、町商工会長、町社会福祉協議会長 町校長会長、利用者代表
地方運輸局	関東運輸局 千葉運輸支局 首席運輸企画専門官
町長が必要と認める者	長南町住民課長、長南町教育課長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 千葉県長生郡長南町長南2110

(所 属) 長南町役場 総務課 政策室 政策班

(氏 名) 小澤元晴

(電 話) 0475-46-3301

(e-mail) seisaku@town.chonan.chiba.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行系統の概要及び運行予定者

卷之三

2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
 3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業による運行系統の概要及び運行予定者

五

1. 「地域内ファイダーシステムの基準適合」は地域内ファイダーシステムを記載する場合のみ記載する。
 2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
 3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
 2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
 3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	(有)長南タクシー
------	-----------

26 年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	2,382 千円	営業外収益	0 千円 <th>経常収益(イ)</th> <td>2,382 千円</td>	経常収益(イ)	2,382 千円
	営業費用	10,165 千円	営業外費用	0 千円 <th>経常費用(ロ)</th> <td>10,165 千円</td>	経常費用(ロ)	10,165 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	台	1	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	時間 1,837.5	経常収支率	23.4 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助プロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 口+ハ+ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいづれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ+ハ+ニ=チ
長南町デマンド交通	5,531 円 97 銭	2,624 円 29 銭	2,624 円 29 銭	1,296 円 32 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助プロック名	申請番号	運行系統名	運行系統		計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リのうち補助プロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助プロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	ル	補助プロック外乗り入れ部分及び同一補助プロック市区町村外乗り入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域								
千葉	1	長南町デマンド交通	長南町全域		244 日	3,680 回	0.5 時間	0 時間	0 時間	0 時間	100%	1830 時間
	2				日	回	時間	時間	時間	時間		時間
	3				日	回	時間	時間	時間	時間		時間
	4				日	回	時間	時間	時間	時間		時間
合計	系統	/	/	/	/	/	時間	時間	時間	時間	/	時間

補助プロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	タのうち補助プロック外乗入部分及び同一補助プロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額 (ナ又はラのうちいづれか少ないほうの額)
千葉	1	4,802,450 円	2,372,265 円	2,430,185 円	2,430,185 円	2,430 千円	1,215 千円	ラ	ム
	2	円		円	円	千円	千円		
	3	円		円	円	千円	千円		
	4	円		円	円	千円	千円		
合計		4,802,450 円	2,372,265 円	2,430,185 円	2,430,185 円	2,430 千円	1,215 千円	6,713 千円	1,215 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ホ×ワーヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウーム=ノ	ノの負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
千葉	1	7,751,240 円	ウーム=ノ									「その他の者」の 具体的概要	
	2	円											
0	3	円	ウーム=ノ									「その他の者」の 具体的概要	
	4	円											
合計		7,751,240 円	6,536,240 円	円	%	円	100 %	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自認第338号、自旅第151号、自貸第55号によること。
- 補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てる。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てのこと)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除了した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	ゆたか自動車(株)
------	-----------

26 年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送				
	営業収益	779 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)
	営業費用	1,787 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)
補助対象期間の 前々年度の 営業損益 (ハ)	1,008 千円	営業外損益		0 千円	経常損益
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	台 1	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	時間 1,837.5		経常収支率 43.6 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ+ハ+ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいづれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ+ハ+ニ=チ
長南町デマンド交通	972 円 51 銭 円 銭	2,624 円 29 銭 円 銭	972 円 51 銭 円 銭	423 円 94 銭 円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統		計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	ル	(リ-(ヌ+ル)) デリ=ヲ	ワ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域									
千葉	1	吉見町内線	吉見町全域		244 日	3,680 回	0.5 時間	0 時間	0 時間	0 時間	100%	1830 時間	
	2				日	回							時間
	3				日	回							時間
	4				日	回							時間
合計	系統	/	/	/	/	/	時間	時間	時間	時間	/	/	時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいづれか少ないほうの額)
千葉	1	1,779,893 円	775,810 円	1,003,883 円	1,003,883 円	1,003 千円	501.5 千円	ラ	ム
	2	円		円	円	円	千円		
	3	円		円	円	円	千円	千円	
	4	円		円	円	円	千円	千円	
合計		1,779,893 円	775,810 円	1,003,883 円	1,003,883 円	1,003 千円	501 千円	6,713 千円	501 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から国庫補助額を控除した額	ノの負担者とその負担割合								「他の者」の具体的概要	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
千葉	1	1,003,883 円	ホ×ワーヨ=ウ ウーム=ノ									「他の者」の具体的概要	
	2	円											
0	3	円	ホ×ワーヨ=ウ ウーム=ノ									「他の者」の具体的概要	
	4	円											
合計		1,003,883 円	502,883 円	円	%	円	%	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に載すこと。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自郵第338号、自旅第151号、自貸第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てる。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、[(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)]により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てる)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てる。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに分配した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	(有)長南タクシー
------	-----------

27 年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	2,382 千円	営業外収益	0 千円 <th>経常収益(イ)</th> <td>2,382 千円</td>	経常収益(イ)	2,382 千円
	営業費用	10,165 千円	営業外費用	0 千円 <th>経常費用(ロ)</th> <td>10,165 千円</td>	経常費用(ロ)	10,165 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	時間		経常収支率	23.4 %
1	1,837.5					

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 口+ハ+ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいづれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ+ハ+ニ=チ
長南町デマンド交通	5,531 円 97 銭	2,624 円 29 銭	2,624 円 29 銭	1,296 円 32 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統		計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	ル	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域								
千葉	1	長南町デマンド	長南町全域		242 日	3,630 回	0.5 時間	0 時間	0 時間	0 時間	100%	1815 時間
	2				日	回	時間	時間	時間	時間		時間
	3				日	回	時間	時間	時間	時間		時間
	4				日	回	時間	時間	時間	時間		時間
合計	系統	/	/	/	/	/	時間	時間	時間	時間	/	時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいづれか少ないほうの額)
千葉	1	4,763,088 円	2,352,820 円	2,410,268 円	2,410,268 円	2,410 千円	1,205 千円	ラ	ム
	2	円		円	円	千円	千円		
	3	円		円	円	千円	千円	ム	ム
	4	円		円	円	千円	千円		
合計	4,763,088 円	2,352,820 円	2,410,268 円	2,410,268 円	2,410 千円	1,205 千円	6,713 千円	1,205 千円	

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から国庫補助額を控除した額 ウーム＝ノ	ノの負担者とその負担割合							
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
千葉	1	7,687,705 円									
	2	円									
0	3	円									
	4	円									
	合計	7,687,705 円	6,482,705 円	円	%	円	100 %	円	%	円	%

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に載すこと。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自賃第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てる。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てる)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てる。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに分配した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	ゆたか自動車(株)
------	-----------

27 年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	779 千円	営業外収益	0 千円 <th>経常収益(イ)</th> <td>779 千円</td>	経常収益(イ)	779 千円
	営業費用	1,787 千円	営業外費用	0 千円 <th>経常費用(ロ)</th> <td>1,787 千円</td>	経常費用(ロ)	1,787 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	台		補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)		時間	経常収支率
	1		1,837.5			43.6 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 口÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいづれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
長南町デマンド交通	972 円 51 銭	2,624 円 29 銭	972 円 51 銭	423 円 94 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統		計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	ル	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌアル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間 ワ
			発地	着地								
千葉	1	長南町デマンド交通	長南町全域		242 日	3,630 回	0.5 時間	0 時間	0 時間	0 時間	100%	1815 時間
	2				日	回		時間	時間	時間		時間
	3				日	回		時間	時間	時間		時間
	4				日	回		時間	時間	時間		時間
合計	系統	/	/	/	/	/	時間	時間	時間	時間		時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいづれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ワ以上の額:ヨ	カ-ヨ=タ	タ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
千葉	1	1,765,105 円	769,451 円	995,654 円	995,654 円	995 千円	497.5 千円	千円	千円
	2	円		円	円	千円	千円		
	3	円		円	円	千円	千円	千円	千円
	4	円		円	円	千円	千円		
合計		1,765,105 円	769,451 円	995,654 円	995,654 円	995 千円	497 千円	6,713 千円	497 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ホ×ワーヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウーム=ノ	ノの負担者とその負担割合								「他の者」の具体的概要	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
干葉	1	985,654 円											
	2	円											
	3	円											
	4	円											
合計		985,654 円	498,654 円	円	% 48854 円	100 %	円	%	円	%			

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自綱第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数ではなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てる。
- 「1回当たりサービス提供時間」(り欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てる)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てる。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	(有)長南タクシー
------	-----------

28 年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	2,382 千円	営業外収益	0 千円 <th>経常収益(イ)</th> <td>2,382 千円</td>	経常収益(イ)	2,382 千円
	営業費用	10,165 千円	営業外費用	0 千円 <th>経常費用(ロ)</th> <td>10,165 千円</td>	経常費用(ロ)	10,165 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)		台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)		時間	経常収支率
		1	1,837.5			23.4 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 口×ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいづれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ×ハ÷ニ=チ
長南町デマンド交通	5,531 円 97 銭	2,624 円 29 銭	2,624 円 29 銭	1,296 円 32 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統		計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	ル	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域								
千葉	1	長南町デマンド交通	長南町全域		244 日	3,660 回	0.5 時間	0 時間	0 時間		100%	1830 時間
	2				日	回	時間	時間	時間	時間		時間
	3				日	回	時間	時間	時間	時間		時間
	4				日	回	時間	時間	時間	時間		時間
合計	系統	/	/	/	/	/	時間	時間	時間	時間	/	時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額 (ナ又はラのうちいづれか少ないほうの額)
千葉	1	4,802,450 円	2,372,265 円	2,430,185 円	2,430,185 円	2,430 千円	1,215 千円	ラ	ム
	2	円		円	円	千円	千円		
	3	円		円	円	千円	千円		
	4	円		円	円	千円	千円		
合計		4,802,450 円	2,372,265 円	2,430,185 円	2,430,185 円	2,430 千円	1,215 千円	6,713 千円	1,215 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から国庫補助額を控除した額 ウーム=ノ	ノの負担者とその負担割合								『他の者』の 具体的概要	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
干葉	1	7,751,240 円	ウーム=ノ									『他の者』の 具体的概要	
	2	円											
0	3	円	ウーム=ノ									『他の者』の 具体的概要	
	4	円											
合計		7,751,240 円	6,536,240 円	円	%	6,536,240 円	100 %	円	%	円	%	『他の者』の 具体的概要	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自綱第338号、自旅第151号、自賀第55号によること。
- 補助対象期間の前々年度の保有車両台数の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てる。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ア)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てる)こと。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てる。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間である。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2)添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	ゆたか自動車(株)
------	-----------

28 年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送				
	営業収益	779 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)
	営業費用	1,787 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)		時間	経常収支率
	1		1,837.5		43.6 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 口÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいづれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
長南町デマンド交通	972 円 51 銭	2,624 円 29 銭	972 円 51 銭	423 円 94 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統		計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	又	ル	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入され部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域									
千葉	1	長南町デマンド交通	長南町全域		244 日	3,660 回	0.5 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	100%	1830 時間
	2				日	回	時間	時間	時間	時間	時間		時間
	3				日	回	時間	時間	時間	時間	時間		時間
	4				日	回	時間	時間	時間	時間	時間		時間
合計	系統	/	/	/	/	/	時間	時間	時間	時間	/		時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	タ×ヲ=ツ	タ×ヲ=ツ	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額 (ナ又はラのうちいづれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	テ×ワ以上の額:ヨ	カ-ヨ=タ			ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
千葉	1	1,779,693 円	775,810 円	1,003,883 円	1,003,883 円	1,003,883 円	1,003 千円	501.5 千円	千円	千円
	2	円		円	円	円	千円	千円		
	3	円		円	円	円	千円	千円	千円	千円
	4	円		円	円	円	千円	千円		
合計		1,779,693 円	775,810 円	1,003,883 円	1,003,883 円	1,003 千円	501 千円	8,713 千円	501 千円	

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から国庫補助額を控除した額 ウーム=ノ	ノの負担者とその負担割合								「他の者」の具体的概要	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
千葉	1	1,003,883 円	ウーム=ノ										
	2	円											
0	3	円	ウーム=ノ										
	4	円											
合計		1,003,883 円	502,883 円	円	%	502,883 円	100 %	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の開運収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自綱第338号、自旅第151号、自賃第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てのこと)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに分配した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	長南町
(単位:人)	
人口集中地区以外	9,073
交通不便地域	9,073

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
9,073	長南町全域	過疎地域自立促進特別措置法

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

事業者名:(有)長南タクシー

補助対象期間:平成25年10月1日~平成26年9月30日

フィーダー系統収支表(詳細版)からデータを抽出してい

フィーダー系統収支見込表

(単位:千円)

項目	(乗合バス型) ①	(デマンド型バス)②	合計額(①+②)	その他事業 合計額
【営業収益】				
運送収入	0	2,382	2,382	0
運送雑収入	0	0	0	0
営業収益合計	0	2,382	2,382	0
【営業費用】				
人件費	0	5,190	5,190	0
燃料油脂費	0	868	868	0
修繕費	0	231	231	0
固定資産償却費	0	630	630	0
保険料	0	243	243	0
施設使用料	0	0	0	0
道路使用料	0	0	0	0
施設賦課税	0	28	28	0
その他経費	0	0	0	0
(自由記述)運行委託費	0	0	0	0
(自由記述)	0	0	0	0
(自由記述)	0	0	0	0
運送費計	0	7,190	7,190	0
一般管理費	0	2,975	2,975	0
営業費用合計	0	10,165	10,165	0
【経常収支】	0	-7,783	-7,783	0

※営業費用の自由記述欄には、運送委託費や広告宣伝費等記載のない項目がある場合に使用してください。
自由記述欄を使用した場合、詳細版にも同じ項目のものを記載してください。

事業者名:(有)長南タクシー

補助対象期間:平成25年10月1日~平成26年9月30日

フィーダー系統収支見込表(詳細版)

(単位:千円)

	(集合バス型)	(デマンド型バス)	合計額	その他事業 合計額
【営業収益】				
運送収入		2,382	2,382	
運送雑収入		0	0	
営業収益合計	2,382	2,382	2,382	0
【営業費用】				
人件費				
給料		4,761	4,761	
手当		0	0	
退職金		42	42	
法定福利費		285	285	
厚生福利費		102	102	
臨時雇賃金		0	0	
その他		0	0	
小計	0	5,190	5,190	0
燃料油脂費				
ガソリン費		860	860	
軽油費		0	0	
油脂費		8	8	
その他		0	0	
小計	0	868	868	0
修繕費				
車両修繕費		231	231	
その他		0	0	
小計	0	231	231	0
固定資産償却費				
車両償却費		630	630	
その他		0	0	
小計	0	630	630	0
保険料				
自賠責保険料		160	160	
車両保険		83	83	
その他		0	0	
小計	0	243	243	0
施設使用料				
小計	0	0	0	0
道路使用料				
小計	0	0	0	0
施設賦課税				
自動車重量税		14	14	
自動車税		14	14	
その他		0	0	
小計	0	28	28	0
その他経費				
(自由記述)				
運行委託費		0	0	
(自由記述)				
(自由記述)				
小計	0	0	0	0
運送費計	0	7,190	7,190	0
償却費を除く運送費	0	6,560	6,560	0
一般管理費				
人件費		1,442	1,442	
修繕費		0	0	
固定資産償却費		0	0	
保険料		11	11	
施設使用料		0	0	
租税公課		350	350	
その他経費		1,172	1,172	
小計	0	2,975	2,975	0
営業費用合計	0	10,165	10,165	0
【経常収支】	0	-7,783	-7,783	0

※営業費用の自由記述欄には、運送委託費や広告宣伝費等記載のない項目がある場合に使用してください。

事業者名:ゆたか自動車(株)

補助対象期間:平成25年10月1日~平成26年9月30日

フィーダー系統収支表(詳細版)からデータを抽出してい

フィーダー系統収支見込表

(単位:千円)

項目	(乗合バス型) ①	(デマンド型バス)②	合計額(①+②)	その他事業 合計額
【営業収益】				
運送収入	0	779	779	0
運送雑収入	0	0	0	0
営業収益合計	0	779	779	0
【営業費用】				
人件費	0	1,022	1,022	0
燃料油脂費	0	151	151	0
修繕費	0	17	17	0
固定資産償却費	0	111	111	0
保険料	0	103	103	0
施設使用料	0	2	2	0
道路使用料	0	3	3	0
施設賦課税	0	19	19	0
その他経費	0	0	0	0
(自由記述)運行委託費	0	0	0	0
(自由記述)	0	0	0	0
(自由記述)	0	0	0	0
運送費計	0	1,428	1,428	0
一般管理費	0	359	359	0
営業費用合計	0	1,787	1,787	0
【経常収支】	0	-1,008	-1,008	0

※営業費用の自由記述欄には、運送委託費や広告宣伝費等記載のない項目がある場合に使用してください。
自由記述欄を使用した場合、詳細版にも同じ項目のものを記載してください。

事業者名:ゆたか自動車(株)

補助対象期間:平成25年10月1日~平成26年9月30日

フィーダー系統収支見込表(詳細版)

(単位:千円)

	(乗合バス型)	(デマンド型バス)	合計額	その他事業 合計額
【営業収益】				
運送収入		779	779	
運送料収入		0	0	
【営業収益合計】	0	779	779	0
【営業費用】				
人件費				
給料		1,016	1,016	
手当		0	0	
退職金		0	0	
法定福利費		4	4	
厚生福利費		2	2	
臨時雇賃金		0	0	
その他		0	0	
小計	0	1,022	1,022	0
燃料油脂費				
ガソリン費		149	149	
軽油費		0	0	
油脂費		2	2	
その他		0	0	
小計	0	151	151	0
修繕費				
車両修繕費		17	17	
その他		0	0	
小計	0	17	17	0
固定資産償却費				
車両償却費		107	107	
その他		4	4	
小計	0	111	111	0
保険料				
自賠責保険料		33	33	
車両保険		69	69	
その他		1	1	
小計	0	103	103	0
施設使用料				
小計	0	2	2	0
道路使用料				
小計	0	3	3	0
施設賦課税				
自動車重量税		3	3	
自動車税		4	4	
その他		12	12	
小計	0	19	19	0
その他経費				
(自由記述)		0	0	
運送委託費		0	0	
(自由記述)		0	0	
(自由記述)		0	0	
小計	0	0	0	0
運送費計上	0	1,428	1,428	0
償却費を除く運送費	0	1,317	1,317	0
一般管理費				
人件費		167	167	
修繕費		23	23	
固定資産償却費		0	0	
保険料		0	0	
施設使用料		0	0	
租税公課		0	0	
その他経費		169	169	
小計	0	359	359	0
営業費用合計	0	1,787	1,787	0
【経常収支】	0	-1,008	-1,008	0

※営業費用の自由記述欄には、運送委託費や広告宣伝費等記載のない項目がある場合に使用してください。

5. 地域公共交通総合連携計画の策定

5.1 地域公共交通総合連携計画の区域

計画の区域は、長南町全域とする。

◆巡回バスの状況



◆路線バスの状況



図 5-1-1 地域公共交通総合連携計画の区域図

生活交通ネットワーク計画認定申請書（フィーダー）チェックシート

協議会名	
様式第1-1 (1-6) 関係	<input checked="" type="checkbox"/> 協議会として申請されていない場合は住所、代表者氏名、公印は備わっているか
	<input checked="" type="checkbox"/> 国土交通大臣宛になっているか
	<input checked="" type="checkbox"/> 6月末までの申請になっているか
地域公共交通確保維持事業による目的・必要性	
<input checked="" type="checkbox"/> 地域公共交通確保維持事業の実施にあたり、その目的・必要性について具体的に記載されているか	
地域公共交通確保維持事業による定量的目標・効果	
<input checked="" type="checkbox"/> 地域公共交通確保維持事業の実施にあたり、その目標・効果について定量的に示されているか	
地域公共交通確保維持事業による運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定期（表1）	
<input checked="" type="checkbox"/> 表1は向こう三年分（当該年度・翌年度・翌々年度）あるか	
<input checked="" type="checkbox"/> 交通事業者は選定されているか（組合は不可）	
<input checked="" type="checkbox"/> 確保維持事業に要する国庫補助額は表2との整合性がとれているか	
<input checked="" type="checkbox"/> 確保維持事業に要する国庫補助額は各系統ごとに小数点第1位まで記載され、合計欄にて小数点以下切り捨て処理がされているか	
<input checked="" type="checkbox"/> 各系統ごとに交付要綱別表6口の基準を満たしているか（基準口について該当番号を記入する）	
<input checked="" type="checkbox"/> 各系統ごとに2市区町村以上を跨ぐる地域間交通ネットワークに接続しているか（記載例：地域間幹線系統のバス停留所と接続、乗継に適したダイヤ設定）	
<input checked="" type="checkbox"/> 各系統ごとに交付要綱別表6二の基準における「新規性要件」を満たしているか（基準二について該当番号を記入する）	
<input checked="" type="checkbox"/> 運行予定系統について、基準口および地域間交通ネットワークとの接続要件が満たされているとわかる図面の添付はあるか	

生活交通ネット
ワーク計画
(地域内フィー
ダー系統確保維
持計画)

地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(表2)

<input checked="" type="checkbox"/>	表2は運行事業者ごとに向こう三ヵ年分(当該年度・翌年度・翌々年度)あるか
<input checked="" type="checkbox"/>	全体を通して補助対象期間(10月～翌9月)に対応しているか (補助対象期間は4月～翌3月ではないため、「事業報告書」が対応していなければ仮決算等により合わせる必要がある)
<input checked="" type="checkbox"/>	補助対象期間の前々年度に係る「事業報告書」の添付はあるか。なお乗合バス型様式については上記「事業報告書」の他、さらに前年、前々年度分を添付する(添付できない場合は「フィーダー系統収支見込表」など)
<input checked="" type="checkbox"/>	「1. 申請事業者の概要」は上述の「事業報告書」等との整合性がとれているか
<input type="checkbox"/>	「3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合」について、各系統ごとに1往復を運行回数1回、循環系統の場合は1循環で運行回数1回とし、往路もしくは復路のみの場合は0.5回としているか【乗合バス型様式のみ】
<input type="checkbox"/>	各系統ごとに補助対象外ブロック、市区町村外乗入部分を控除しているか(関係市区町村で共同支援をしている場合に限る)
<input checked="" type="checkbox"/>	計画実車走行キロ、計画サービス提供時間は適切か(補助対象期間における実車走行キロの合計、サービス提供時間の合計を記載)
<input checked="" type="checkbox"/>	各系統ごとに補助対象経費の1/2は小数点以下第1位まで記載されているか
<input checked="" type="checkbox"/>	補助対象経費の1/2の合計欄にて小数点以下は切り捨て処理されているか
<input checked="" type="checkbox"/>	全体を通して縦・横の計算は合っているか
地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要(表3)	
<input checked="" type="checkbox"/>	「人口集中地区以外」は直近の国勢調査を基に記載されているか
<input checked="" type="checkbox"/>	交通不便地域欄は交付要綱別表6の基準において、②(1)あるいは②(2)に基づいて記載されているか(地方運輸局長による交通不便地域が指定されている場合、「根拠法」欄には「地方運輸局長指定」と記載)
<input checked="" type="checkbox"/>	交通不便地域欄と各地区ごとの内訳人口数は整合性がとれているか
<input type="checkbox"/>	人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が全域に対してどのようにになっているかが示されている図面の添付があるか
協議会の開催状況と主な議論	
<input checked="" type="checkbox"/>	ネットワーク計画を策定するにあたり、協議会で議論がされているか

	利用者等の意見の反映状況
	<input checked="" type="checkbox"/> 住民利用者等の協議会への参画や各種調査等の方法による意見の反映がなされているか
	協議会メンバーの構成
	<input checked="" type="checkbox"/> 交付要綱第2条、第3条に規定される者たちで協議会が構成されているか。 (都道府県、市区町村、交通事業者、地方運輸局、その他地域の生活交通の実状、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者)
その他	<input checked="" type="checkbox"/> 系統の認定後、補助対象期間中に変更が生じる場合、変更申請により予め大臣の認定を受ける必要があることを理解しているか(系統の変更が生じる1ヶ月前までに変更申請されるのが望ましい)